

# ウエーバーの政治論をどう読むか

雀部 幸隆

## 目次

- 〔Ⅰ〕ウエーバーにおける「政治」の枢要な位置
  - (1) ウエーバーの「政治」との深いかかわり
  - (2) ウエーバーの政治論の読みにくさ
  - (3) ウエーバーの「政治」への基礎視点
- 〔Ⅱ〕W・J・モムゼンのウエーバー批判
  - (1) モムゼンのウエーバー批判の基本的立脚点
  - (2) モムゼンのウエーバー批判の結論と「われわれ」
- 〔Ⅲ〕ウエーバーのライヒ大統領制論にたいするモムゼンの批判とその問題性
  - (1) ウエーバーの大統領制論とワイマル憲法
  - (2) モムゼンのウエーバーの大統領制論批判とその問題点

〔Ⅳ〕ワイマール末期の大統領政府体制をどう見るか

(1) 大統領政府体制の不可避性

(2) 国家の統治可能性を保障する唯一の手段としての大統領政府体制

(3) 「委任的独裁」としての大統領政府体制

〔Ⅴ〕むすび——「ワイマール」の経験に照らして見たウェーバー政治論の嚮導理念

## 〔Ⅰ〕ウェーバーにおける「政治」の枢要な位置

(1) ウェーバーの「政治」との深いかわり

マックス・ウェーバー（一八六四—一九二〇）がその生涯をつうじて「政治」の問題に深い関心を寄せ、時には——とくに晩年になって——、現実の政治に直接かかわろうとしたことは、よく知られている。

かれが実際に現実の政治家としての資質を備えていたかどうか、現実政治の舞台でその役割をまっとうできる人間であったかどうか、さらには、かれ自身本当に實際政治の世界に飛び込む覚悟があったかどうかは、議論の別れるところである。しかし、かれは晩年に女友だちのミナ・トープラーに宛てた手紙のなかで「政治はわたしの昔からの『ひそかな恋人』です」と書いており（E.Baumgarten, 1964, S. 671）、かれみずから生涯にわたる「政治」への並々ならぬ関心を告白している。

筆者は、広汎多岐にわたる、しかも対象に深く切り込んだウェーバーの学問活動をつらぬく超テーマは、ヨーロッパ近代における人間の運命いかん、そのなかでのドイツの運命いかんだったのではないかと考えているが、その後者のテーマはすぐれてドイツの政治的運命いかんの問題であった（雀部、二〇〇一、三頁）。

ちなみに、かれのドイツとの運命的一体感是非常なものがあり、ドイツの第一次大戦敗北の憂き目のなかにあつて、かれは、一九一八年一月二六日、知人に宛て、「私は・・・「ドイツが」赤恥をさらして暗澹たる状況にあるこの時ほど、ドイツ人たることが運命の賜物（ein Geschenk des Schicksals）であることを強く感じたことは、かつて一度もなかった、云々」と書き送つてくる（GPS, I, Aufl., S. 485, 『政治論集』2、六六二頁）。日本が第二次大戦で敗れた時、そうした感慨を抱いた日本人がいたかどうかはつまびらかにしないが、いずれにせよウェーバーのドイツとの運命的一体感は、すくなくとも戦後育ちのわれわれ日本人の理解をはるかに超えるものがあつたといえよう。

もちろんウェーバーがつよい祖国愛の持ち主だつたからといって、かれは「アバタもエクボ」式のナシヨナリストだつたわけではない。まったくその反対であり、かれは人一倍ドイツを愛したからこそ、ドイツの来し方行く末に厳しい眼を差し向けたのであつた。そのうえ、かれ自身、自分は「ナシヨナル」ではあるが「ナシヨナリスティック」ではない、われわれドイツ人は「ナシヨナル」でなければならぬが「ナシヨナリスティック」であつてはならぬ、と明言している（MWG, I/6, S. 390）。なぜなら、「ナシヨナリスティック」であることは、ゲルハルト・リッターもいうように（G. Ritter, 1966, S. 55 f.）、「国家理性」の冷静な考量を妨げ、国民的利益の適切な追求を妨げるからであり、その意味で真に「ナシヨナル」であることを妨げるからである（雀部、一九九九、一五頁以下、雀部、二〇〇一、四一頁以下を参照）。

## (2) ウェーバーの政治論の読みにくさ

こうして「政治」はウェーバーの *Leben* において枢要の位置を占めるものであったが、しかし、かれの政治論そのものは、われわれにとつて決して読みやすいものではない。シンボリックにいつて、『職業としての学問』は何とか読めた気にはなれても、『職業としての政治』はそうではない、どうもこの講演は随所で引っかかるものがあり、なかなかすんなり読み進めることができない、というのが、われわれの多くの者がいだけ実感だろう。

その理由はいろいろ考えられるが、しかし、やはり何といつても「政治」を見るウェーバーの基礎視点、基本的コンセプトがわれわれを戸惑わせる、われわれに違和感を覚えさせる、というのがその大きな理由だろう。

だが、その「われわれ」とは一体だれだろうか。もちろんそれは戦後育ちの「われわれ」である。

その「われわれ」が「政治」と向き合う場合に、無意識のうちに「われわれ」は、「政治」の第一の課題はそもそも「民主主義」を実現することだ、と考えているはずである。「民主主義」は、「われわれ」にとつて、いわば「誰もが納得する政治の公準」、「良き国家の総称」のようなものである (Evangolisches Staatslexikon, 3. Aufl., Bd. 1, 1987, Sp. 458)。

しかもその「民主主義」は、アメリカン・デモクラシーの圧倒的影響のもとに育った「われわれ」にとつては、自然的な基礎づけを与えられた民主主義、つまり「自然法的民主主義」である。「民主主義」はいわば人間理性にたいして自然法的に与えられた人類普遍の至高の政治的価値であり、したがつてその実現は「政治」において何を措いても達成されなければならない第一の課題である。これが、「日本人の政治的年齢は十二歳である」というダグラス・マッカーサーの発言以来、アメリカ占領軍によつて「われわれ」の脳裡に刷り込まれた「政治」にたいする基本的コンセプトである。

そして、その基本的コンセプトのうえに、議會を「国権の最高機関」として位置づけるような（日本国憲法第四一条）、いわば「議會至上主義的」観点が築かれる。その観点は、さらにその背後に暗黙のうちに前提されているはずの「民主政治」の図式を問うならば、「議會」（＝人民代表）を「人民」の「委員会」と見なし、「政府」（議會制的政府）を「議會」の「委員会」と見なす「三段階委員会」モデル（カール・シュミット）によって基礎づけられていることが分かるだろう。このモデルにあつては、「人民」は「議會」の上にたち、「議會」は「政府」の上に立つ。「人民」は総選挙を通じて「議會」に指示を与え、「議會」は「政府」にたいして政治の基本方針を指示する（C. Schmitt, 1970, S. 266. 訳、三〇八頁。なお、雀部、一九九九、三〇五頁以下、雀部、二〇〇一、一七九頁以下を参照）。

もちろん、このモデルにおいて「人民」が最上位におかれており、それは「自然的民主主義」の直接のコロラリーとしての「人民主権」の原則に合致するものではある。しかし「人民」は国家機構のなかでは不定型な存在であり、制度化された「国権」内部の関係においては、やはり「議會」が最高の地位に置かれ、「国権の最高機関」として位置づけられるのである。そしてその位置づけの含意しかつ要請するところは、「議會」が「国権の最高機関」としてその執行委員会たる「政府」にたいして政治の「基本方針」を「指示する」ということであり、それゆえにまた、「政府」は「議會」との関係においてはその単なる「従者」（Diener）の位置に置かれる（ゲオルク・イエリネク、後出）ということである。

「われわれ」が恐らくは無意識のうちに「民主政治」に関して抱いている基本的コンセプトを反省して見ると、それがこのような「自然的民主主義」——「三段階委員会モデル」——「議會至上主義的観点」の三幅対によって構成されていることが明らかとなるだろう。

## (3) ウェーバーの「政治」への基礎視点

ところが、ウェーバーの場合には「民主主義」や「議会主義」は二の次である。「わたしはいつも政治というものをもつばら国民的観点から (nur unter dem nationalen Gesichtspunkte) 考えてきた。それは対外政治に関していえるだけでなく、政治全般についてもいえる。」(MWG I/15:S.161. 『政治論集』2、一七七頁) 「民主制や議会制にもまして重要なのは何と云っても国民の生活利害 (die Lebensinteressen der Nation) である。」(Ebd. S.435. 同上、三三七頁) 「国民の利益と課題と (die Interessen und Aufgaben der Nation) はわれわれのあらゆる感情に一切優先する。同様にまたそれはおよそ政治形態に関するあらゆる問題に一切優先する。」(MWG I/16:S.99. 『政治論集』2、四九五頁)

こうした発言から窺えるウェーバーの政治への基礎視点は、①国民的観点⇨国益第一の視点であり、②国家の統治可能性の重視であり、③歴史的地政学的諸条件の冷静な考量である(雀部、一九九九、一八五頁以下、雀部、二〇〇一、二〇頁以下)。

かれは、その観点から、あくまでもドイツの世襲君主制の維持にこだわった(以下について詳しくは、雀部、一九九九、九二頁以下、雀部、二〇〇一、二二三頁以下を参照)。

大西洋、太平洋の両大洋に守られ、当時にあつては軍事的にほとんど絶対に安全で、歴史と伝統との重圧からも自由なアメリカ合衆国は、self made manの自己確証と不断の進取との精神の發揮にとつては好適な広大なフロントニアの存在といういま一つの有利な条件も働いて、自然的民主主義とそのうえに立脚する共和制的民主制との母国となった (cf. From Max Weber, 1952, p.370, 384. f. 訳、一二二、一二六頁)。

また、(ヨーロッパ)大陸とはわずかに海峡一つを隔てるだけで既にして大陸諸国に比し軍事的に相対的に安全な

イギリスは、常備陸軍とそれを支える官僚機構とを大陸諸国ほど大きく整備する必要がなく (WuG.5. Aufl. S.560, 173. 『支配の社会学』 I、八五頁以下、『支配の諸類型』一九七頁)、国家権力を「その内部にたいしては・・・直接の『国家理性』が絶対的に要求する範囲内にまで縮減」することができ (ebd. S.560. 『支配の社会学』 I、八六頁)、リベラルな「議会制的君主制」(die parlamentarische Monarchie)の母国となった (ebd. S.172 ff. 『支配の諸類型』一九四頁以下)。

これにたいして、文字どおり四囲を列強に囲まれて常に軍事的に身構えていなければならない中欧ドイツは、そう簡単にアメリカのようにデモクラティックでイギリスのようにリベラルにとりわけにはいかず、皇帝が官職任命権、軍統帥権を掌握し、限界状況においては ausschlaggebend な大権的権能を有する連邦制的な「立憲制的君主制」(die konstitutionelle Monarchie)の国として、統一後の歩みを開始せざるをえなかった (ebd. S.166, 173 ff. 『支配の諸類型』一七五、一九五頁以下)。

しかし、第一次大戦におけるドイツの戦争指導および政治指導の拙さと統一性の欠如とは、その点でドイツと対照的な実績を残したイギリスの「議会制的君主制」の相対的優位性を実証した。そこでドイツは、その連邦制的制約のもとで可能なかぎり、「立憲制的」君主制の政治システムを「議会制的」君主制のそれへと推転させる必要がある、だが、世襲の「君主制」そのものは、得体の知れない「成り上がり者の軍事的独裁」の危険——その危険は、マス・デモクラシーの条件下で、強力な軍備を要請されるドイツのような中欧の強国には常につきまとうものだが——を未然に防ぎ、国民の最大限の自由を保証しながら、ドイツの政治を安定させるためには、なんとしても維持されなければならぬ (From Max Weber, 1952, p.370. 訳「一二二頁。WuG.5. Aufl. S.166, 172 ff. 680 ff. 『支配の諸類型』一七五、一九四頁以下、『支配の社会学』II、五〇〇頁。MWG I/15. S.509, 528, 590 ff. 『政治論集』2、四〇五、四一〇、四七五頁以下。MWG I/16. S.99 ff. 『政治論集』2、四九五頁以下)。

これが、第一次大戦開始後、「政治」の問題にたいして本格的な発言を開始したウェーバーの確固たる信念であった。

このウェーバーの「君主制」へのこだわりがまた、あたかも「共和制」をもって人間理性の自然にかなった——だからまた自然的に与えられた——合理的な国制と考える傾きのある戦後の「われわれ」のつまづきの石となる（わが国は戦後の「日本国憲法」のもとでも「君主制」の国であるにもかかわらず）。もちろんウェーバーは、ドイツの第一次大戦敗北後、ヴェルヘルム二世の国外逃亡によって帝制の崩壊が不可逆な事実となるにおよんで、共和政体を基礎にドイツ国家の再建築を追求することとなる。「国民投票的大統領制と代表制的議会制とが並存する国民投票的」代表制的統治」というのが、その回答である（Weber, *Aut.*, S. 173. 『支配の諸類型』一九六頁）。しかし、ウェーバーの「君主制」へのこだわりに釈然としない「われわれ」は、その場合にも、結局ウェーバーはワイマール共和国大統領にたいして「代替皇帝」としての役割を期待したのではないか、その意味においてかれの君主主義的原思考は形を変えて生きながらえているのではないか、との疑念を払拭することができないでいる。

そのほかにも、ウェーバーは一般に政治における権力的契機を強調し、強力なリーダーシップの必要性を強調する。たしかにウェーバーは、かれ自身折に触れて明言しているように、「民主主義制度の確固たる支持者」(From Max Weber, 1952, p. 370. 訳、一一二頁)なのかも知れないが、その民主主義は「国民的」民主主義であり、すぐれてまた「指導者」民主主義である。これはやはり、「国民的」であることに何となく後ろめたさを感じ——「国家的」などとはもつてのほかである——、政治における権力的契機の極小化と下からの「草の根民主主義」の極大的発展とをもつて、民主政治の要諦と心得る、戦後育ちの「われわれ」を当惑させる。

といった次第で、『職業としての学問』は読めても『職業としての政治』は読めない、後者の講演で唯一関心を

そそれ、感銘を受けるのは、例の「心情倫理」と「責任倫理」との関係を論じた末尾のくだりぐらいなものだといふ、「われわれ」の実感が生まれる。

## 〔Ⅱ〕W・J・モムゼンのウェーバー批判

### (1) モムゼンのウェーバー批判の基本的立脚点

ところで、この「われわれ」の実感をウェーバー研究者のなかで学問的に最もよく代弁してくれるのが、ドイツの戦後民主派第一世代のW・J・モムゼンである。かれの主著『マックス・ウェーバーとドイツの政治 一八九〇―一九二〇』（原著初版一九五九年、改訂増補第二版一九七四年。後者からの邦訳一九九三・一九九四年）は、これまでウェーバーの政治思想に関する最も包括的で権威のある研究と見なされてきたものだが、それはまた徹底したウェーバー批判の書でもあった。

モムゼンは、なによりもまず、ウェーバーが民主主義を「目的合理的」に支持したけれども「価値合理的」に信奉せず、「純粋な」民主主義や議会主義にたいして極めて冷淡であったと批判する（Mommesen, 1974, S. XII, S. 422. 訳Ⅰ、一〇頁、訳Ⅱ、七〇六頁）。そしてウェーバーは、独自の大統領制論をもってワイマール憲法の草案作成に影響を与えようとしたその政治評論活動の最終段階において、「伝統的な自由主義の政治的な基本思想」から「離反」し、「民主主義思想と原理的に訣別」したとして、モムゼンはウェーバーをつぎのように論難する（*ibid.*, S. 198, 363, 420, 423. 訳Ⅰ、三三八頁、訳Ⅱ、六一八、七〇三、七〇七頁）。

「伝統的な自由主義の政治的な基本思想の核心が、議会が国民の政治的エリートとして政府にたいし政治の基本方針を指示し、そしてそのコントロール権限を用いて・・・その遵守を監視する点にあるとすれば、ウエーバーはそうしたモデルをまさに逆転させたのである。」ウエーバーの「ワイマール」憲法提案は、純粋な議会主義からの離反を表明するものである。「極端な知的合理主義にもとづいて、ウエーバーは人民の自由な自己組織という民主主義思想と原理的に訣別した。」ウエーバーは、自由な議決団体としての議会が、その構成員のなから、その委任を受けて行動する執行委員会としての政府を作り、それに政治の方針を指示するという考え方を決して採らなかつた。云々」

このモムゼンのウエーバー批判の根底にある政治にたいする基本的コンセプトは、自然法的民主主義思想であり、契約説的國家観であり、政治システムの三段階委員会モデルであり、政府を議会の *Dienet* として捉える議会至上主義であつて、第二次大戦後、GHQ民政局のニューディーラーたちから民主主義を教え込まれた「われわれ」の民主主義観と基本的に合致するものである。その次第を以下に見よう。

(1) まず、ウエーバーは、たとえば一九一七年九月の「ドイツにおける宰相危機の教訓」において、「われわれは・・・国民の統一を維持するための手段として、人がドイツの政治諸制度の『民主化』と呼ぶところのものを要求する。だが、同時にわれわれは、政治指導における統一性を保障するものとして・・・議会主義化を要求する」と述べているが (MWG I/15, S.302. 『政治論集』1, 二二八頁)、モムゼンにいわせると、要するにウエーバーにある「民主化」も「議会主義化」も、それ自体としての独自の価値を有するがゆえに——つまり「価値合理的に」——追求されるのではなく、国民的統一の維持や政治指導における統一性の保障といった他の目的的手段として——「目的合理的に」——追求されるのであり、これは民主主義思想としてはなほ不徹底かつ不十分だといふので

ある。

ところで、民主主義や議会主義を「目的合理的に」ではなく「価値合理的に」支持するというのは、それらのものを人間理性にたいして自然的に与えられた至高の政治価値として信奉するということを意味し、したがって自然的法の民主主義の立場に立つことを意味する。だからモムゼンは明らかに自然的法の民主主義の立場に立つてウェーバーを批判しているのである。

(2) つぎに、モムゼンは「ウェーバーは人民の自由な自己組織という民主主義思想と原理的に訣別した」と述べているが、「人民の自由な自己組織」という民主主義思想」というのは、言葉を補っていえば、「自由な人民の自己組織」として国家を考える「民主主義思想」ということだろう。だが、国家を「自由な人民の自己組織」として捉えるというのは、国家を人民の自由な契約によって成ったものとする「契約説」的国家観に立脚することを意味し、したがってモムゼンはここで問わず語りにみずから「契約説」的国家観に立っていることを表明しているのである。それにはたいして、たしかにウェーバーは国家を *Anzahl* と捉え、自由な「結社」、*Veren* とは見なさなかったから (MWG I / 7, S. 158 f. 『政治論集』 2、五五六頁)、「契約説」的国家観に立ってはいない (なお契約説的国家観に内在する根本的な難点については、雀部、一九九九、五三頁以下、および雀部、二〇〇一、二四五頁以下を参照)。

(3) 第三に、モムゼンが「三段階委員会モデル」にしたがって政治システムを考え、わけけても「議会至上主義」の観点に立っていることは、戦後の「われわれ」の民主政治観を反省的に分析した「I」の(2)末尾の記述に照らして明らかだろう。

## (2) モムゼンのウエーバー批判の結論と「われわれ」

こうしてモムゼンは、「われわれ」とほぼ同一の「政治」にたいする基本的コンセプトの上に立って、ウエーバーの政治論と相對峙しているのであるが、それではモムゼンがその浩瀚な研究から導き出したウエーバー像に「われわれ」が納得するかというと、これがまた必ずしもそうではないのである。ここに独特の「われわれ」のアンビヴァレントな状況が現出する。

モムゼンがその膨大なウエーバー政治論研究から引き出した結論は、ウエーバーは、①権力主義者であり、②外政優位の（自由）帝国主義者であり、③「カエサル主義的人民投票的民主主義思想とライヒ大統領のカリスマ的指導者としての地位の確立を目指す憲法構想」によって、ヒトラーの権力掌握に意図せずして道を開いた、という三つであった（Mommesen, 1974, S. 205, 436 f. 訳Ⅰ、三三六頁、訳Ⅱ、七二五頁以下）。

これはいずれも穏やかならざる結論であり、とくに第三のものにいたっては、本来なら社会科学史上の巨人としてのウエーバーの面目を失墜させかねない結論である。はたしてそこまで言えるのか、そうした結論は『職業としての学問』や『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』等々、「われわれ」がウエーバーの他の諸著作を読んでイメージするウエーバー像と整合的であるか、というのが「われわれ」多くの者のいだけ感慨だろう。だから「われわれ」は、こと政治論の領域に関しては、ウエーバーの前で当惑し、モムゼンの前で困惑するのである。ここから、ウエーバーの政治論や政治思想はよろしくこれを敬して遠ざけるに如かずとする暗黙の了解のようなのだが、多くのウエーバー研究者のあいだで生まれる。

だが、こうした態度はいうまでもなく、「政治」というものがウエーバーにおいて占める枢要の位置からして、

好ましいものではない。

それではどうするか。

筆者の回答は以下のとおりである。「われわれ」は、自然法的民主主義（およびその系としての契約説的国家観）と政治システムの三段階委員会モデル、議会至上主義的観点という、そもそも「われわれ」がモムゼンと共通して暗黙のうちに抱いている「政治」にたいする基本的コンセプトを根本的に見直すべきである、それ以外にウェーバーの前に当惑しモムゼンの前に困惑するといった「われわれ」のデイレンマを抜け出す道はない、もしわれわれがそうした「われわれ」のコンセプトを根本的に見直すなら、モムゼンの結論をしりぞけることができると同時に、ウェーバーの政治論を素直に受け入れることができ、そこから多くのことを学ぶことができるだろう、と。

若干敷衍<sup>ふえ</sup>しておこう。

(1) まず自然法的民主主義を金科玉条として政治の問題を考えるべきでない、ということについて。

モムゼンがウェーバーと批判的に対決し、ウェーバーにたいして上記①②③、とりわけ③に見られるような厳しい論断を下したのは、「現代ドイツ史上の一大破局」、つまりナチズム成立の根本原因に関して、つぎのような判断がかれにあったからである。ドイツ国民がヒトラーの政權掌握とナチズムの勝利とを阻止できなかったのは、ドイツ国民のあいだに「民主主義の精神的・道德的基礎」、つまり自然法的民主主義がしっかり定着していなかったからであり、そして、それが定着しなかったについては、「民主主義の純粹に機能主義的な解釈」を徹底させ、民主主義への「価値合理的」コミットメントを拒否したウェーバーも、ドイツの有力な知識人の一人として、精神的・道德的責任の一端を負うべきである、と（Mommesen, 1974, S. XII, S. 422 訳Ⅰ、九頁以下、訳Ⅱ、七〇五頁。さらに訳Ⅰの「日本語版へのまえがき」i頁を参照）。

だが、そもそもこの「現代ドイツ史上の一大破局」にたいするモムゼンの捉え方は、それがいかに俗耳に入りやすい道徳主義的裁断であるにせよ、不毛であり、的外れである。なぜなら、自然法的民主主義が一種の国民意識の形態をとるにいたったのは、世界広しといえども、歴史と伝統とから自由な幸運な植民の国、新大陸アメリカ合衆国においてのみである。だとすれば、ドイツ人がナチスの擡頭を許したのはかれらのあいだに自然法的民主主義が定着していなかったからだとするのは、要するにドイツ人はアメリカ人でなかったからヒトラーの権力掌握を阻止できなかったのだ、というに等しい。このような無いものねだりの運命論的な議論に立脚して、「現代ドイツ史上の一大破局」の真因を内在的に究明できるはずがないだろう。ドイツ人はドイツ人として、ドイツの内在的諸条件に即して、ヒトラーを阻止できたのでなければならぬ。事実、のちに見るように、ワイマール共和国末期に、ヒトラーの権力掌握を阻むそのような道は存在した。ヒトラーの勝利は、まさにその道の挫折によってもたらされたのである（雀部、二〇〇一、七九頁以下）。

ここからいえることは、自然法的民主主義というアメリカ仕込みのデモクラシー概念を金科玉条にして、およそ成り立ちを異にする国々の歴史と政治とを裁断してはならぬ、ということである。

(2) つぎに三段階委員会モデルと議會至上主義という観念的な政治論から脱却すべきことについて。

三段階委員会モデルは結局議會至上主義を核心とするから、ここでは後者の問題に論点をしぼることとする。また議會至上主義的観点でドイツの近現代政治史を見るなら、第二帝制の政治史・憲政史的に確に理解できず、したがってまたそれに対応するウエーバーのドイツ内政改革論も適切に理解できないのであるが、その論証は拙著『ウエーバーと政治の世界』第六章および『ウエーバーとワイマール』第二章にゆずり、ここでは素材をワイマール共和国の崩壊過程に限定して論点を明らかにすることとしよう（以下詳しくは、雀部、二〇〇一、第三章を参照）。

ワイマール共和国の政治システムは、ウェーバーの定義によれば、「国民投票的大統領制と代表制的議会制とが並存する国民投票的『代表制的統治』であった。だが、その政治運営は、通常は議会民主制的に行われることが期待されており、その点はウェーバーにおいても同様である。ところで議会民主政において最も重要なことは、いうまでもなく議会諸政党が、単独与党としてであれ、連立与党としてであれ、国政担当能力をもつことである。だが、ドイツ社会民主党や中央党をはじめとするワイマール共和国の既成諸政党は、同国が内外ともに極めて多難であったという著しいマイナス条件が顧慮されるべきであるにせよ、明らかに国政担当能力、連立能力を欠いていた。ワイマール末期には、そうした国政担当能力を欠如する既成諸政党への不信から、国民大衆は、折からの未曾有の大恐慌の破壊的影響もあって、共和国打倒を呼号する右左両極の全体主義的政党（ナチスとドイツ共産党）をますます支持するようになり、一九三二年、ワイマール共和国の最終段階になると、両極政党だけで議席の過半数を占めるライヒ議会の完全な機能麻痺の状況が現出した。ここにいたって、ワイマール憲法においては元来「リザーヴの権力」(H.Schulze, 1982, S. 324) として位置づけられていた大統領制が前面に登場することとなり、ライヒ政府はその正統性を議会に仰ぐのではなく大統領の権力と権威とに仰いで、未曾有の恐慌脱出という難題に取り組まなければならないとなった。そして大統領内閣は、文字どおりワイマール共和国の最終局面において、ライヒ議会の過半数を制してことごとくに難局打開の政策遂行を妨害する両極政党に壊滅的打撃を与えることを決意して、その条件整備にとりかかるが、しかし社会民主党と中央党との共和国擁護派の二大政党の協力拒否にあい、挫折する。その結果がヒトラーの政権掌握であった。二大政党がヒトラーとナチス突撃隊とに打撃を集中する大統領内閣（シュライヒャー内閣）の計画に協力を拒否したのは、実際政治上のさまざまな思惑を度外視して政治理念の問題に焦点をしばっていえば、ライヒ議会の完全な機能麻痺が当面解消される見込みのないこの時期になっても、民主共和国ドイツの政

治はあくまでも議会制システムにしたがって運営されるべきだとする、硬直した「議会絶対主義」（アルフレート・ウエーバー）（A. Weber, 1999, S. 397 f.）の観点であった。つまり、社会民主党と中央党との抽象的観念的な議会至上主義へのこだわりが、ワイマール共和国崩壊の重要な一因となったのである。モムゼンのウエーバー批判の問題性の一つは、かれがこのワイマール期のドイツ社会民主党および中央党の誤りを引き継いでいる点にある。

そもそも議会至上主義のコンセプトないしは議会至上主義を根幹とする三段階委員会モデルは、それ自体としては極めて分かりやすい政治システムの範型だが、現実の政治システムはそうしたモデルによっては絶対に理解できない仕組になっており、そうしたモデルにしたがって万一国家組織が組み立てられたなら、そのシステムは、端的に国家の統治可能性を破壊し、国政の指導を麻痺させる。

大体、そのモデルの例証として最もふさわしいかに見えるイギリスの議院内閣制の統治構造自体が、実はそうしたモデルにしたがって組み立てられているわけではない（アメリカ合衆国の大統領制がそのモデルからはずれることは、言わずもがなのことだろう）。

たしかにイギリスの議院内閣制の場合、下院多数党の党首が総理大臣として内閣を組織するが、モムゼンがいうように、首相は議会の「執行委員会」の長として議会の下位に立ち、議会からその「政治方針」を指示されるわけでは決していない。逆に、実際には首相が議会の上位に立って「政治の基本方針」を策定し、議会における審議・承認の回路をつうじて、それになりたい国民的合意を調達して、それを実現し執行すべく、議会を「指導」するのである。それゆえウエーバーもまた、『職業としての政治』のなかで、イギリスの議院内閣制に言及したとき、議会多数派は首相の議会指導にたいして「イエスマン」として従わなければならないのだ、と述べているのである（MWC 1175.210 f. 『政治論集』 2、五八六ページ以下）。イギリスの議院内閣制は、この首相の強力な指導的地位・権能――

その正統性根拠は、イギリスの *Parliament* 全体をその人格において歴史的伝統的に体現し代表する「君主」による首相以下の閣僚の「任命」にある（雀部、二〇〇一、一八四ページ以下を参照）——に着目して、「首相制」とか「首相統治」と呼ばれるのである。

こうして、一見議會至上主義、三段階委員会モデルがそのままではまるかに見えるイギリスの議院内閣制そのものが、実はそのモデルによっては絶対に説明のつかない仕組になっており、したがってまたそのモデルが、モムゼンの言うところはまさに反対に、実際には「伝統的自由主義の政治的な基本思想の核心」を表わすというには、あまりにも抽象的で観念的なものでしかないことが明らかとなった。

しかし、その点は、ゲオルク・イェリネクが『一般国家学』において、議會制的君主制の類型化との関連で、つとに指摘するところであった。かれは述べている。「ヨーロッパ大陸の議會制的君主制」——それは、その時期までにはほとんど成功していない、つまりあまり実績がないのである——は「イギリスの模範」にならおうとしたにもかかわらず、後者とはまったく違う地盤に立脚するものである、「イギリス人は強力な政府の意義を十分心得ている」ので、イギリスでは「国家指導の重心はあくまでもこれを内閣に置いている」のであるけれども、「大陸」では、「この自然の関係を逆転」させて、しばしば「議會のほうが内閣をもって議會に從属し、議會のその時々々の指令にしたがう従者 (Diener) と見なしている」、その違いのよつてきたるゆえんは、「議會制的君主制」がイギリスでは「長い歴史的経験の所産」であるのにたいして、「大陸」では「抽象的理論の所産」でしかない点にある、と (G.Jellinek, 1960, S. 708 f. 訳、五六六頁)。まことに的を射た指摘というほかはない。

## 〔Ⅲ〕ウエーバーのライヒ大統領制論にたいするモムゼンの批判とその問題性

だが、このように述べただけでは、ウエーバーがヒトラーの権力掌握に意図せずして道を開いたとするモムゼンのウエーバー批判がまったくの誤謬であり、またその誤謬をくまなく認識するためには「われわれ」の脳裡に刻まれている例の三幅対の政治理念の根本的再検討が必要だとする筆者の主張は、まだよく理解されないだろう。そこで、モムゼンのその究極的テーゼの内容をさらに立ち入って分析し（本章）、それにたいする筆者のカウンター・テーゼを対置して（第四章）、事柄の核心に迫ることとしよう。だが、その前に、そもそもウエーバーの大統領制論の内容を簡単に見ておかななくてはならない。

### (1) ウエーバーの大統領制論とワイマール憲法

ウエーバーは新生ドイツのワイマール共和国憲法のなかに強力な権限をもつ大統領の規定を盛り込もうとした（以下詳しくは、雀部、二〇〇一、一二三頁以下を参照）。その理由の第一は、ワイマール共和国には連邦制的構造が基本的に残存し、それゆえドイツ国の統一性と一体性をとを体現する国家機関が必要であること、第二は、ライヒ議会とその諸政党とが多数派形成能力をもち強力な国家指導にあたるライヒ政府を構成することができるかどうか、はなはだ疑問であったこと、しかもこの議会諸政党の多数派形成能力の欠如ないし脆弱性が、比例代表選挙制の導入によって固定化され、さらに悪化すると危惧されたことである。

そこでウエーバーは、ライヒ首相および（その提案にもとづく）ライヒ大臣の任免権、ライヒ議会の解散権、非常

緊急の場合のライヒ大統領の停止的拒否権、官僚内閣の任命権、国民への諮問権などのいわば大権的権能を、ライヒ大統領に留保しておこうと考えたのである。その大統領の権能の正統性根拠は、国民による大統領の直接選挙という国民投票的＝民主的正統性である。もちろんウェーバーも、通常の場合には、ライヒ内閣がライヒ議会の信任を受け、議会に責任を負い、議会の監督を受けて統治の任にあたることは当然と考えていた。だからかれは、ワイマール共和国の統治形態を、「国民投票的大統領制と代表制的議会制とが並存する国民投票的＝代表制的統治」としたのである。

このウェーバーの大統領制論はそのままの形でワイマール憲法のなかに盛り込まれたわけではない。しかし、かれの基本的コンセプトはその中に活かされたと見ることができる。ライヒ大統領の兵力行使をも含む非常権限の行使を規定したワイマール憲法の有名な第四八条はウェーバーの発案になるものではないが（Mommesen, 1974, S. 403 訳Ⅱ、六六三頁）、しかしかれの考え方の趣旨には合致するものである。

ちなみにワイマール憲法第四八条とは以下の条項である。「第一項。ラントがライヒの憲法またはライヒの法律によって課せられた義務を履行しないときは、ライヒ大統領は兵力を用いてその義務を履行させることができる。第二項。ドイツ国内において、公共の安寧秩序に著しい障害を生じたとき、またはその恐れがあるときは、ライヒ大統領は公共の安寧秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要あるときは兵力を用いて介入することができる。ライヒ大統領は、一時的に第一一四条「人身の自由」、第一一五条「住居の不可侵」、第一一七条「信書・郵便・電信電話の秘密」、第一一八条「意見表明等の自由」、第一二三条「集会の権利」、第一二四条「結社の権利」および第一五三条「所有権の保障」に定められた基本権の全部または一部を停止することができる。第三項。本条第一項または第二項に従ってとった措置について、ライヒ大統領はこれを遅滞なくライヒ議会に報告し

なければならぬ。これらの措置はライヒ議会の要求があれば失効するものとする。云々」(Huber, 1991, S. 159; 高田・初宿, 一九九四, 一一二頁。)

## (2) モムゼンのウェーバーの大統領制論批判とその問題点

ところで、その後のワイマル共和国史の展開を見ると、とくにその末期には、さきにも触れたように、ライヒ議会にはなくライヒ大統領の信任に立脚し、かつ、大統領の強力な権限、とりわけ憲法第四八条に依拠した大統領政府ができ、その最後の段階で、時の大統領ヒンデンブルクがヒトラーをライヒ首相に任命することによって、ヒトラーの形式的には合法的な権力掌握が成る。

ここから一九五五年初版のブラッハーの『ワイマル共和国の崩壊』いらい、この大統領政府体制がヒトラー独裁の先駆形態であり、そうしたヒトラーの独裁に梯子を提供することとなる危険性を顧慮することもなく、憲法の中に強力な大統領制の諸規定を盛り込んだ「ワイマル憲法の父たち」は致命的な誤りを犯したのだとする歴史家が多く出てきた (K.D.Bracher, 1984, S.32, 56; H.Boldt, 1993, S.298; H.Schulze, 1982, S.413 ff.)。モムゼンはまさにこのブラッハー系譜の見解に依拠して「ワイマル憲法の父たち」の一人としてのウェーバーを批判したのである。いわく。

①「大統領制と議会制システムとの混合というワイマル憲法の妥協的性格は、期待どおりの特別の柔軟性をなから発揮せ」ず、「責任の有害な曖昧化」をもたらしした。なぜなら、この憲法体制が「いざとなれば大統領制的統治形態をとることができる」、政治が行き詰まったときには「大統領とその諸権限、とりわけ憲法第四八条という安全弁がちゃんと取り付けられてあるのだ」という安易な見解を助長し、「議会主義的な責任意識」つまり議会諸

政党の統治責任の意識を「眠り込ませた」からである（Mommesen, 1974, S. 405, 訳Ⅱ、六六五頁）。②ライヒ議会はワイマール末期に「機能不全」に陥ったが、その結果登場した「大統領諸内閣がナチスによる擬似合法的な権力掌握を可能にする道を開いたのである」（*op. cit.*, S. 406, 同上、六六七頁）。③「誤って国民にたいする唯一究極の責任の付託者と見なされた大統領という制度がもし存在しなかったとすれば、「ワイマール共和国末期に」議会制の危機情況からの脱出の方策として、「大統領内閣という」あのように危険な道を探ることができたろうか」（*op. cit.* 同上）。④「民主諸政党」は、「大統領の恩顧を後ろ楯とする権威主義的諸政府にたいして寛容政策を採っておれば・・・なんとか国民社会主義の毒杯を取り去ってもらえるのではないかと、あだな期待を抱いて手をこまねいてなんかいないで、互いに結束し勇をふるって決然たる戦いに立ち上がるべきではなかったか」（*op. cit.* 同上、と）。

これが、「ワイマール憲法の父たち」とその一人としてのウェーバーにたいする、ワイマール共和国の憲政史過程に即した、モムゼンの批判の要点である。

だが、この批判はいずれも正鵠を失する。

(1) まず、モムゼンは「大統領制と議会制システムとの混合というワイマール憲法の妥協的性格」を云々し、あたかもワイマール憲法が本来「議会制システム」一本槍で行くべきであった——かりに大統領を置くとしても、その地位を限りなく名目的なものにすべきであった——とするかのような口吻で議論を組み立てているのであるけれども、そもそもこの前提そのものが、連邦制的構造の基本的残存とドイツの議会諸政党の国政担当能力の欠如ないし著しい脆弱性という、当時のドイツの現実的諸条件を無視した、議会至上主義的観念論である。

そのことと関連して、モムゼンがワイマール憲法の大統領制の諸規定と第四八条とが議会諸政党の「議会主義的な責任意識」を「眠り込ませた」というのは、「ワイマール憲法の父たち」にたいする不当な責任転嫁である。そ

もそもワイマール憲法は——この点はウエーバーにおいてもまったく同様だが——共和国の政治が議会制的システムにもとづいて行われること、したがって議会諸政党が確固たる「議会主義的な責任意識」をもって国家統治の任に当たることをノーマルな状態として予定し期待していたのであって、議会諸政党がその任を果たさなかつたからといって、それは「ワイマール憲法の父たち」の責任でも何でもない。ただ、ウエーバーをふくむ「ワイマール憲法の父たち」は、他方において、議会諸政党の「議会主義的な責任意識」の著しい脆弱性をあらかじめ深く憂慮していたがゆえに、ありうべき「議会の機能不全」をふくむ国家統治の機能麻痺情況にそなえるため、「リザーヴの権力」として大統領制の諸規定を憲法のなかに盛り込んだのであって、ハーゲン・シュルツェもいうように、「その知恵は賞讃されるべき」でこそあれ (H. Schmitze, 1982, S. 298)、なんら非難されるべきものではない。

なお、当時のドイツの議会諸政党がいかに「議会主義的な責任意識」、つまり議会主義的な国家統治への意志と責任の意識とを欠いていたかは、ワイマール共和国時代のほとんど全期間を通じて第一党の地位にあつたドイツ社会民主党の以下のような行動を見れば、想い半ばに過ぎるものがある。

同党は、たとえば一九二三年一月二日、第二次シュトレゼマン大連合内閣がザクセン州の社会民主党と共産党の極左主義的行動を抑えるためにライヒ強制執行を断行したことをきっかけに、同内閣から同党の三閣僚を引き揚げ (E・アイク、一九八四、七六頁以下)、しかも同年一月二三日にはその残骸内閣にたいする不信任決議案賛成にまわるることによって、同党にたいしては元来最も理解のあつたシュトレゼマン首相を失脚させたし (同上、九八頁以下)、さらに決定的には、同党首のヘルマン・ミュラーを首班とする大連合内閣の末期の一九三〇年三月、折からの大恐慌の深刻化によって給付の急増した失業保険財政赤字問題に関連して、労使ともに負担すべき保険料積立金率の引き上げをめぐって連立与党内で同党と人民党 (DVP) との間に対立が生じたとき、同党が中央党・民

主党から出された最終調停案を拒否することによって、ミュラー大連合内閣を窮地に追い込み、同年三月二七日、同内閣を総辞職させた（E・アイク、一九八六、二九八頁以下）。それ以降は、議会諸政党のいかなる組み合わせによっても、ライヒ議会に立脚した議会制の政府の形成はもはや不可能となるのである。にもかかわらず、この時、同党のスポークスマンは、わが党は「架空の国益をプロレタリア階級の利益よりも優先させること」を拒否するとし（同上、三〇二頁）、自党の致命的な愚行を正当化した。

（2）モムゼンは「議会の機能不全」を云々しているが、そもそもライヒ議会が「機能不全」に陥ったのはだれの責任かの問題を曖昧にしている。というよりも、その点については、かれは、（1）に見たように、奇妙な責任転嫁をして、あらぬところに責任を求めている。ワイマール末期におけるライヒ議会の「機能不全」の責任は、なによりもまずそれまで共和国統治と深くかかわってきた共和国擁護派の諸政党の負うべきものである。だが、そもそも議会第一党のドイツ社会民主党が右のような有様だったのであるから、ミュラー大連合内閣の倒壊以降は、もはや大統領内閣は避けられない選択であった。

その大統領政府体制の最終段階において、ヒンデンブルク大統領の首班指名によってヒトラーの政権掌握が成ったとしても、ブラッハーやモムゼンのように「大統領諸内閣がナチスによる擬合法的な権力掌握を可能にする道を開いた」とするのは、短絡である。むしろ逆に、ヒトラーの政権掌握を阻止する道がもしあったとすれば、それは大統領政府体制によるものでしかありえなかつたし、事実、その方策は大統領政府によって追求された。ヒンデンブルクによるヒトラーの首班指名、ナチスの政権掌握は、その挫折によってもたらされたのである。この点は次章で明らかにするとおりである。

（3）モムゼンは「・・・大統領という制度がもし存在しなかつたとすれば、「ワイマール共和国末期に」議会制

の危機状況からの脱出の方策として、「大統領内閣という」あのように危険な道を採用することができたのだろうか」などと、レトリカルな問いかけを行っているが、それでは逆に「大統領諸内閣」以外のどんな「道」がありえたというのか、と反問されるだろう。モムゼンやブラッハーの最大の欠陥は、ミュラー大連合内閣をもって「本来の議会に依拠する政府」が「最後」になったと認めながら (Bracher, 1984, S. 32)、他にいろいろ論点を移して、それではそれ以後どのような政府形態が可能だったかについて明確な回答を回避している点にある。

(4) ④に引いたふたたびレトリカルな問いかけの文章が、いま指摘した論点移動の好例である。モムゼンは「民主諸政党」が「決然たる戦い」に立ち上がるべきだったというのだが、「民主諸政党」はどんな「戦い」に立ち上がるべきだったと、かれはいうのか。街頭デモか。ゼネストか。武装蜂起か。街頭デモではとても状況を変えることはできなかつただろうし、ゼネストは最盛時に八〇〇万の失業者を数えた (H・ヘーネ、一九九二、一五〇頁以下) 当時の大恐慌のさなかで当初から失敗を宣告されているし、武装蜂起など、当時のドイツの「民主諸政党」に決行する意思もなければ能力もなく、かりに決行されたとしても、それは当時すでに数十万の兵力を擁して左右の準軍事組織のうちでもぬきんでた戦闘能力を誇っていたナチス「突撃隊」に叩きつぶされるのが落ちだったろう。ナチス「突撃隊」は一九三三年一月三〇日のヒトラーのライヒ首相就任時に兵力七〇万を数えたという (E.R. Huber, 1981, S. 29)。しかも「突撃隊」の最強部隊は、ハインツ・ヘーネによれば、当時の正規軍たるドイツ国防軍並みの武装をしていたという (H・ヘーネ、一九九二、一四七)。この事実の重みと異様さが——ワイマール共和国はそもそも近現代国家の最も重要な徴表である「物理的暴力の国家独占」を欠いていたのである——、ワイマール共和国史をひもとく場合に、決して見落とされてはならない。遺憾ながら、わが国のワイマール共和国史家のあいだで、その点に適切な注意を払った者は皆無である。

いずれにしても「民主諸政党」の武装行動——そんなことは万に一つもありえなかったが、もしあったとして——は、ドイツ共産党系の「赤色戦線戦闘者同盟」（自称一五万）（Huber, 1981, S.265）をも巻き込んで、深刻な内戦情況を招いただろうし、国防軍の介入を必至としただろう。そんな情況で、モムゼンはいかにしてドイツの「民主主義」と「議会主義」とを救うことができたというのか。

以上、要するに、モムゼンはまことにミゼラブルな論拠にもとづいてウェーバーをヒトラーの政權掌握の意図せざる露払い役に仕立て上げたのである。

にもかかわらず、このモムゼンのウェーバー批判がこれまで正面切つて論駁されたことがないのは、多くの人が——とりわけわが国で——依然としてワイマール共和国崩壊に関する、とりわけその末期の大統領政府体制の役割にたいする、先に見たブラッハー系譜の見解にとらわれているからである。

だが、このワイマール共和国崩壊過程にたいするブラッハー系譜の見方にたいしては、今日、エルンスト・ルドルフ・フリーバーの詳細かつ明確な対立的見解がある（E.R.Huber, 1981; Huber, 1984）。ハーゲン・シュルツェの『ワイマール』（H.Schulze, 1982）やハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラアの『ワイマール』（H.A.Winkler, 1994）も、このフリーバーの見解と多くの点で重なるところがあるといえよう。筆者には、このフリーバーの見解のほうが、モムゼン⇨ブラッハーの見解よりも、一層リーズナブルだと思われる。そこで筆者は、以下フリーバーの見解に依拠して、ブラッハー⇨モムゼンの「ワイマール憲法の父たち」への批判ならびにウェーバー批判にたいする、積極的なウンター・テーゼを提示しようと思う（以下詳しくは、雀部、二〇〇一、第三章を参照）。

## 「V」ワイマール末期の大統領政府体制をどう見るか

さて、一九三〇年三月三〇日ハインリヒ・ブリューニング内閣成立に始まり、同三三年一月二八日クルト・フォン・シュライヒャー内閣総辞職に至るワイマール末期の大統領政府体制に関し、ブラッハー<sup>11</sup>・モムゼンの理解にたいて筆者の提示しようとする考えは、以下の三つである。①この大統領内閣ないし大統領政府体制は、一九三〇年三月二七日ヘルマン・ミュラー大連合内閣倒壊以降は、もはや不可避であった。②それは、当時の危機的状況のもとで、国家の統治可能性 (die Regierbarkeit des Staates) を保障し、国家的統一を維持するための唯一の手段であった。③それは、「委任的独裁」(die kommissarische Diktatur)として、ヒトラーの「全体主義的独裁」(die totalitäre Diktatur)＝「主権的独裁」(die souveräne Diktatur)を防ぐための唯一の alternative、「最後のチャンス」であり、ワイマール共和国の崩壊＝ヒトラーの権力掌握は、この大統領政府の成立によってではなく、まさにその挫折によってもたらされたものである(なお、「委任的独裁」と「主権的独裁」との厳密な概念的相違の問題については、雀部、二〇〇一、二一五頁以下を参照。ここでは簡単に、「委任的独裁」とは現行憲法の規定にもとづく独裁、「主権的独裁」は現行憲法を超越し現行憲法を否定するいわゆる「全体主義的独裁」と考えてもらえばよい)。

### (1) 大統領政府体制の不可避性

一九二八年六月、社会民主党 (SPD)、中央党 (ZP)、民主党 (DDP)、人民党 (DVP) を与党とする第二次ミュラー大連合内閣は、当初から、防衛政策や経済政策、社会政策、さらには文化政策をめぐって内部で激しくいがみ合

い、一度として共通の政府綱領を打ち出すことができなかった。それにもかかわらず、この政府がほとんど二年間存続したのはもっぱら「対外的状況の圧力」のせいであり、その外圧がライヒ議会におけるヤング案の批准によってひとまず取り去られると、内政問題をめぐる連立与党間の対立が一举に表面化して、ミュラー内閣は半身不随の状態となり、最後には、本来なら首相を出した与党第一党として真つ先に内閣を支えるべきはずの社会民主党が内閣の重要法案不支持に回ったことにより（前述）、一九三〇年三月、同内閣は崩壊した（Huber, 1984, S. 734; Schulze, 1982, S. 310 ff.）。

この第二次ミュラー大連合内閣の崩壊以降は、ライヒ議会に依拠したライヒ内閣の成立はもはや不可能となった。そのとき議会制的政府がもし可能だとすれば、それは中央党、民主党、人民党、国家人民党（DNVP）の組み合わせからなる連立政権であったが、国家人民党が前年一二月のヴェスタールプからフリーゲンベルクへの党首交代によってワイマール共和国反対派へ再度転じたため、それも不可能であった（Huber, 1984, S. 740）。そこでライヒ議会を超越してヒンデンブルク大統領の任命になるブリュニンク大統領内閣が成立し、これがその後パーベン内閣、シュライヒャー内閣と続く大統領政府体制の皮切りとなる。

それでは、ブリュニンク内閣以降、議会制的政府への復帰の可能性がなかったかという点、それは当時のライヒ議会の構成からして不可能だったというほかはない。

まず一九三〇年九月のライヒ議会の総選挙で、折からの大恐慌のもたらした社会不安と有効な恐慌対策採れないでいる既成諸政党への国民的不信とを最大限利用して、ナチスが地滑りの勝利を博し、一躍ライヒ議会第二党に躍り出る。前回一九二八年五月のライヒ議会総選挙では、ナチスは得票率わずかに二・六％、議席数も一二を得たにすぎなかったが、今回は得票率を一举に一八・三％に延ばし、議席数を一〇七と九倍近くに増やしたのである。

ドイツ共産党もナチスの大躍進ほどではないにせよ、前回の得票率一〇・六％、議席数五四から、今回の得票率一三・一％、議席数七七へと党勢を大きく延ばした。その結果、このワイマール共和国打倒を呼号する右左の両極政黨の議席が合わせてライヒ議會総議席の三二％近くとなり、ライヒ議會の著しい機能障害を惹起するに至った (Huber, 1984, S. 735 f.; Winkler, 1994, S. 388)。このときフーゲンベルクの国家人民党はワイマール共和国の存立をゆさぶるナチスとの共同行動に傾いていたし (一九三〇年秋のいわゆる「国民的反対派」の結集、「ハルツブルク戦線」の結成) (Huber, 1984, S. 740)、他方社会民主党は、ナチスの地滑りの勝利を目のあたりにしてそれまでのブリューニンク大統領内閣への抵抗姿勢を改め、同内閣にたいする「寛容政策」へと党是を転換させるが (Schulze, 1982, S. 348)、しかし党内にはミュラー大連合内閣を直接総辞職に追い込んだ左翼勢力も健在で、労働者層への影響力の確保をめぐる共産党との競り合いのなかで、いつ党の左翼バネが強く働くことになるか予断を許さぬ状況であった。こうしたライヒ議會諸政黨の布置情況のもとでは、議會制的政府への復帰はすでにして不可能であった。

ところが、次の一九三二年七月のライヒ議會総選挙のあとでは、ライヒ議會に依拠したライヒ政府の形成というワイマール憲法が通常時に予定していた議會制システムへの復帰は、すくなくともさしあたって当分の間は、絶対に不可能となった。なぜなら、ナチスが得票率三七・四％、議席数二三〇を獲得してライヒ議會第一党に躍り出るとともに、共産党も得票率一四・六％、議席八九を得て勝利し、このワイマール憲法体制打倒を呼号する両極政黨だけでライヒ議會総議席の五二・五％を占めるに至ったからである (Huber, 1984, S. 1048 f.; Winkler, 1994, S. 505 f.)。

この情況はその年十一月に行われたライヒ議會総選挙においても変わらなかった。ナチスは前回七月の総選挙時点とくらべて得票率を三七・四％から三三・一％へ、議席数を二三〇から一九六へとかなり減らす、しかしそのライヒ議會第一党の地位は揺るがず、これにたいして共産党は前回とくらべて得票率を一四・六％から一六・九％

へ、議席数を八九から一〇〇へとかなり増やして、結局、両極政党合わせてライヒ議會総議席の五〇・七%の議席を保持したのである (Huber, 1984, S. 736, 1140 f.; Winkler, 1994, S. 533 f.)。こうした状況のもとで議會制的政治システムへの復帰が不可能なことは、多言を要しないだろう。

## (2) 国家の統治可能性を保障する唯一の手段としての大統領政府体制

以上のように、ワイマール共和国の末期には、未曾有の大恐慌を切り抜けるために互いに協力し合わねばならない既成諸政党が相変わらず対立反目を繰り返しているのにくわえて、一九三〇年九月以降は、ワイマール憲法体制を原理的に否定する右左の両極政党が目覚ましい議會進出を遂げ、一九三二年の二度にわたるライヒ議會選挙の結果、この両極政党だけで議席の過半数を占めることとなった。こうしてライヒ議會はすでに陥っていた著しい機能不全の状態から完全な機能麻痺の状況へと突き進み (Huber, 1981, S. 52 f.)、それはまた当然、みずからの信任と予算案および法案の承認とを議會に仰がねばならない政府の政策決定能力と政策遂行能力との剥奪を意味することとなる。ライヒ議會が「代表をつうじての国民統合」の役割を果たしえなくなったばかりか、国民の意思決定に関して破壊的行為がかなしえなくなった結果、ライヒ議會は、憲法上の最高機関としてのその地位からして、ライヒ憲法体制の機能麻痺、ワイマール憲法体制の非常事態 (Notstand) を招来したのである (Huber, 1984, S. 747)。

この非常事態に直面して、ワイマール末期のライヒ歴代内閣は、一九三〇年九月以降(ブリュネンク内閣時代)、とりわけ一九三二年六月以降のパーベン、シュライヒャー内閣時代には、その成立をもっぱらライヒ大統領の首相・大臣任免権行使に仰ぐことはもとよりのこと、その存続を議會の信任にではなく大統領の信任に仰ぐこととなっ

た。これが大統領政府体制と呼ばれるものである。

そのシステムの骨子は、ライヒ大統領がライヒ議會を超越してライヒ政府任命のインシアティヴをとるとともに、ライヒ議會の連続的な機能不全さらには機能麻痺の状況に対応して、恒常的にその非常大権的権能、とくにライヒ議會解散権（ワイマール憲法第二五条）、非常緊急権（Notstandsrecht、同第四八条第二項）を行使して、ライヒ内閣を支えるというものである。ライヒ内閣は、ライヒ議會がたんにネガティヴな思惑の一致から内閣不信任決議を通そうとする場合には（両極政党はことごとこの挙に出、時として既成諸政党もそれに加わった）、ライヒ大統領に議會の解散を要請することによってそれを未然に防ぎ、また恐慌乗り切りのためせひとも通す必要のある緊急法案の議決にたいして議會がやはりネガティヴな思惑の一致からそれを妨害する場合には、大統領の緊急権行使の権限に訴えることによってその妨害を排除しようとした。この体制は、ライヒ大統領が国民による直接選挙という「民主的正統性」に立脚することによって、「代表をつうじての国民統合」という憲法によってみずからに課せられた任務を遂行できなくなつたばかりか、全体としてもはや国の政治にたいしてネガティヴで破壊的な役割しか果たしえなくなつたライヒ議會に成り代わり、その主要機能を代行しようとしたものにほかならない。

ワイマール国家の統治可能性は、その末期に常態化した危機的情況のもとでは、そしてワイマール憲法体制の打倒を目指す極右極左の両政党がライヒ議會の多数を制するといった議會政治の異常事態が遠からず解消される見込みが立たなかつたかぎりにおいては、そうした仕方では保障されえなかつたのである。

### (3) 「委任的独裁」としの大統領政府体制

それにしても、ライヒ政府がライヒ議会の破壊的な不信任決議をはじめ、ありとあらゆる妨害工作に出会って常に立ち往生せざるをえない状況は、異常であった。これは、そもそも景気浮揚Ⅱ雇傭創出という大恐慌下にライヒ政府が着手しなければならぬ喫緊の政策課題遂行の妨げとなる。しかも街頭では、一九三二年七月一七日ハンブルク市アルトナで起こった「血の日曜日事件」に見られるように、ナチス「突撃隊」と共産党系「赤色戦線戦闘者同盟」とが内戦さながらの衝突を繰り返している(日・ヘーネ、一九九二、二六一頁以下)。

もちろんライヒ議会の破壊的な不信任決議案にたいしては大統領の解散権行使という合憲的な対処が可能であり、ライヒ議会解散中に憲法第四八条第二項にもとづく大統領の緊急令によって右の政策課題に着手することはできる。しかし憲法第二五条第二項によれば総選挙はライヒ議会解散後六〇日以内に施行されねばならず(Huber, 1991, S.155. 高田・初宿、一九九四、一一六頁)、その短期間内では右の政策課題は十分達成できないし、そのうえ、いずれにしても総選挙後召集され、やはり両極政党が議席の過半を占めることの確実なライヒ議会においてライヒ内閣不信任ないし右の大統領緊急令の失効が議決されるだろう。それにたいして大統領政府は理由を設けてふたたびライヒ議会解散等の対抗措置を講ずることができるが、同じ事態が繰り返されるだけであり、そうした悪循環はそもそも喫緊の政策課題遂行の重大な障害となる。

ここから、ライヒ議院総選挙を議会解散後六〇日以内と定めた憲法第二五条第二項を一時棚上げして総選挙を議会解散後不定期間延期し、その間に大統領の緊急令によって景気浮揚Ⅱ雇傭創出政策を遂行すると同時に、必要であれば兵力を用いて(憲法第四八条第二項)不穏な政治状況を抑え込む措置をとるという、非常事態計画が大統領政

府側で浮上した。

この非常事態計画は、パーペン内閣時代の一九三二年九月と十一月とに二回、そしてシュライヒャー内閣の一九三三年一月下旬にもう一度企てられる。

三二年のときには、ヒンデンブルク大統領はそれに裁可を与えるけれども、結局パーペン首相とシュライヒャー国防相とがそれに踏み切れなくて未発に終わる (Huber, 1984, S. 1092 ff.; 1156 ff.; 1275)。ちなみに、このあと、パーペンと大統領府官房長オットー・マイスナー、大統領の子息オスカー・フォン・ヒンデンブルクなど、ヒンデンブルク大統領の側近たちは、大統領政府へのナチスの取り込みをはかり、最終的にはヒトラー首相の大統領内閣もやむなしと考えて、その成立に向け、ヒトラーとの内密の折衝に入る (Huber, 1984, S. 1276 ff.)。

第三回目の非常事態計画はシュライヒャー内閣の最終段階、一九三三年一月二十八日に企てられるが、この時には、ヒンデンブルク大統領がすでに側近たちに説得されてヒトラー首相内閣の組閣を容認しており、シュライヒャー内閣にすでに見切りをつけていたので、シュラーヒャーの計画にたいして首を縦に振らなかつた (Huber, 1984, S. 1062 ff.; 1149 ff.; 1205 ff.; 1210 ff.)。ヒンデンブルクは一九三二年の八月と十一月との二回ヒトラーと会談し、ヒトラーからライヒ議会第一党たるナチスに政権を渡し、自分をライヒ首相に任命するよう執拗に迫られたにもかかわらず、「他の政党にたいして極めて不寛容な一政党に全政府権力をゆだねることは、神と自己の良心と祖国とにたいして、余の責任の負いえざるところである」として、その要求を二度とも撥ねつけたのであつたが (Huber, 1984, S. 1062)、今回三度目には、側近の勧告を容れて、その要求に屈したのである。

ちなみに、この非常事態計画の成否に関しては、国防軍が断固として出動体制を整えたなら成功したであろうというのが、古くはフリードリヒ・マイネッケ、近くはハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーおよびハーゲン・シュ

ルツェの見解である (F.Meinecke, 1969, S.388 f. 訳、四九七頁。Winkler, 1994, S.608 f.; H.Schulze, 1982, S.390)。

この推測の可否はともかく、この非常事態計画の憲法問題は、ライヒ大統領がワイマール憲法第四八条第二項にもとづいて非常事態宣言を公布すること自体にあったわけではない。そのこと自体は同条項の許容するところであり、憲法にのっとた委任的独裁の行為であるが、問題は、その前提となるライヒ議会総選挙の不定期間延期が議会解散後六〇日以内に総選挙を実施すべきむねを定めた憲法第二五条第二項に抵触する、という点にあった。

しかし、当時の危機的な限界状況のもとでは、同条項の棚上げは緊急避難として止むを得ないというのが、当時大統領政府側の見解であっただけでなく、プロイセン州首相オットー・ブラウンや国法学者エルンスト・フレンケルなどの社会民主党員たちも認めていたところであり (Winkler, 1994, S.570, 576 f.)、これは妥当な判断といえよう。なぜなら、憲法第二五条第二項という憲法の一系項に抵触しそれを棚上げしてでも非常事態計画に踏み切らなければ、総選挙で三十数%の有権者の支持を得たヒトラーの全体主義的 $\parallel$ 主権的独裁を阻止して、ワイマール憲法体制そのものを救い出すことができないとするのは、十分根拠のある見方だったからである。

ところで、ライヒ首相シュライヒャーは、第三回目の非常事態計画の立案にさいして、まず「政党横断戦線」(Querfront)を結成して大統領政府の支持基盤をはかろうとするが、社会民主党や中央党、そしてパーベン前首相、大統領府官房、ヒンデンブルク大統領自身の反対にあつて、その計画は頓挫する。

この「政党横断戦線構想」(Querfrontsplan)というのは、一方では、一九三二年七月総選挙におけるナチスの大勝以後、同党内で政権参加方式をめぐる、党首ヒトラーと対立して、他党派との協調を唱え、実際にも労働組合諸派と危機打開のための「労働組合枢軸」を結成する動きを見せていたナチスの党組織部長グレゴール・シュトラッサーを大統領支持勢力へ取り込んで、ナチスを分断するとともに、他方では社会民主党系の自由労働組合やキリスト

教系の労働組合と手を組んで、ナチスから社会民主党右派までを包含する国民的統一戦線を結成し、かくして極右極左に対抗する大統領政府の大衆的支持基盤を作ったうえで、必要に応じて非常事態体制に入り、その間に政府が大統領の緊急令によって景気浮揚＝雇傭創出の急務を成し遂げようとするものである (Schulze:1982,S.393 ff; Huber:1984,S.1158 ff.1182 ff. Winkler:1994,S.549 ff. H・ヘーネ、一九九二、二八九頁以下)。

しかしながら、この構想は結局挫折する。一方では、グレゴール・シュトラッサーがナチス内部でヒトラーとの権力闘争に敗れて党を追い出されるし、他方では、テオドア・ライバルトやヴィルヘルム・エガールトなど、シュライヒャーに協力する用意のあった社会民主党系の労働組合指導者たちも、オットー・ヴェールスやルードルフ・ブライトシャイトら社会民主党首脳部によって、反シュライヒャーの党規律に服せしめられたからである (Huber:1984,S.1213,1274 ff. Winkler:1994,S.547 ff. H・ヘーネ、一九九二、三二八頁以下)。

そこでやむなくシュライヒャーは、差し迫ったヒトラーの権力奪取を阻止するために、非常事態宣言の布告をヒンデンブルクに要請するが、後者は先述の理由によってこれを拒否したのである。

ところで、この時期になお重要な政治勢力としての地位を保っていたのはカトリック系の中央党である。中央党は、とくに一九三二年六月の(第二次)ブリュニンク内閣総辞職パーベン内閣成立以後は、黒(中央党)＝褐色(ナチス)連合を機軸とするライヒ議会多数派の形成とそれにもとづく「議会主義的政府」の形成を目指して、ナチスとの連立交渉を執拗に追及し、最終段階では、ヒトラーの強硬な政府主導権掌握の要求にたいして譲歩するに至る (Huber:1984,S.789 ff.877 ff.951 ff.1070 ff.1272)。

その観点から、中央党はパーベン内閣の挙国一致の協力要請を拒み続け (Huber:1984,S.1143 ff.)、そして決定的には一九三三年一月二六日、シュライヒャー内閣の非常事態計画実施に関する同党への協力要請にたいして、党首カ

ースの公開書簡を発表してそれを拒否する。いわく。現時点の状況は、真の意味での「憲法非常事態」ではなく、たんなる「政府システムの非常事態、しかも政府みずからが招来した非常事態」であるにすぎない、この政府危機の克服は「憲法違反」によってではなく、政権担当可能な与党連合の結成（つまり黒い褐色連立議会主義政府）という憲法政治の常態に復帰することによってのみ可能である、と（Huber, 1991, S. 649 f.）。

こうしてシャライヒャーの「政党横断戦線構想」、非常事態計画は挫折し、そのうえで、一九三三年一月三〇日、ヒトラー首班のライヒ大統領内閣が成立するのである。

このように見てくると、大統領府体制は、その使命としては、ヒトラー独裁を防ぐためになおわずかに残された「最後の選択肢」だったこと（ヨアヒム・フェスト）（J・フェスト、一九七五、四六〇頁）、ヒトラーの成功はこの「最後の選択肢」の挫折によってもたらされたものであることが明らかとなる。パーペンや大統領府官房のヒンデンプルクの側近たちが、その不明と怯懦とから、ヒトラーを権力の座につけた責任を免れないことはいうまでもないが——むろんシュライヒャーも「政党横断戦線構想」に乗り出す以前に数々の誤りを犯している（雀部、二〇〇一、二二九頁以下）——、しかし社会民主党首脳部や中央党首脳部もまた、パーペン内閣反対・シュライヒャー内閣反対に固執して擬似合法的・擬似議会主義的手段にこだわり、パーペンたちとはまた別の形でシュライヒャーの「政党横断戦線」の結成と非常事態計画とに反対することによって、ヒトラーの政権奪取を間接的に助けたのである。かれらは、ハインリヒ・アウグスト・ヴェンクラーもいうように、一九三三年一月末の時点で、「共和国を脅威にさらす者が、あたかもシュライヒャーであって、ヒトラーではないかのような行動をとった」のであり、かれらには「真の危険がワイマール憲法的一条項への抵触であって、その全体の破壊ではないかのように見えた」のである（Winkler, 1994, S. 583）。

## 「V」むすび——「ワイマール」の経験に照らして見たウェーバー政治論の嚮導理念

さて、以上述べたところから、ウェーバーがワイマール憲法の中に強力な大統領制の諸規定を盛り込むことによってヒトラーの権力掌握を助ける道を意図せずして憲法論的に留意したというモムゼンの主張が、およそ見当違いであることが判明しただろう。事柄はまさに逆である。ワイマール末期にドイツ共和国に残された選択肢は、ヒトラーの全体主義的独裁か、それともシュライヒャーの憲法第四八条第二項にもとづく「委任的独裁」か、のいずれかであった。前者を阻止するために共和国になお残された細い道は後者でしかなかった。そして大統領政府体制の使命は、ヒトラーの全体主義的独裁を何としても防ぐために「委任的独裁」を断行することであった。ヒトラーの独裁は大統領政府がその使命を果たさなかったからこそ成立したのである。シュライヒャーがようやくその使命を果たす覚悟を決め、そのための条件整備に取りかかったとき、シュライヒャーの使命遂行を妨げたのは、一方ではパーペンおよび大統領府官房の不明と怯懦とであり、他方では中央党、社会民主党の同じく不明と怯懦との入り混じった教条的な議会至上主義、「憲法フェティシズム」(エルンスト・フレンケル) (E. Fraenkel, 1999, S. 52) であった。

モムゼンのウェーバー批判およびその根底にあるワイマール共和国崩壊に関するかれの見方が問題なのは、かれがその基本的コンセプトにおいてかつての中央党および社会民主党の観念的教条的な議会至上主義的観点を共有している点にある。そして、その議会至上主義は、モムゼンの場合、自然法的民主主義および政治システムの三段階委員会モデルと三幅対をなすものであった。

この三幅対のコンセプトを金科玉条としたのでは、人はワイマール・ドイツがなぜヒトラーを阻止できなかった

かの真因を見誤る——いや、そればかりか、一般にドイツ近現代政治史をドイツに即して正しく理解できない——と同時に、ウェーバー政治論の意義を正しく捉えることができないのである。「ワイマール」の失敗の歴史的経験は、われわれが右の三幅対のコンセプトにとらわれずに、それを超えたより普遍的で古典的な、いわばアリストテレス以来のヨーロッパ政治思想の伝統に立脚した政治上の原理的観点に立つことを要請している。本稿「I」の(3)に要約したウェーバーの政治への基礎視点は、まさにその原理的観点にかなうものであった。逆にいえば、ウェーバーの政治論は、実はそうしたアリストテレス以来のヨーロッパ政治思想の古典的伝統に棹さしてそれを現代に活かそうとするものだったのであり、その意義は「ワイマール」の経験に照らしてはじめて理解されうるものとなる（以下詳しくは、雀部、二〇〇一、第三章第三節「ワイマール」の経験から見た政治学の原理論的諸問題」を参照）。

それでは、そのヨーロッパ政治思想の伝統をなす政治学上の最も重要な原理的観点とは何であるかといえは、それは、*res publica*の実現をもって政治の要諦とする、という観点である。この *res publica*の実現こそは、ウェーバーの言い方を借りていえば、「民主制や議会制にもまして重い」ものであり、あらゆる政治形態の選択にあたって、その根底に置かれて然るべき基本理念である。ウェーバーの政治論は、この基本理念が全立論の根底に置かれていと考えられてこそ、腑に落ちるものとなる。

さて、ワイマール憲法第一条第一項には、「ドイツ国は共和国である」という規定がある（Huber, 1991, S.151. 高田・初宿、一九九四年、一一〇頁）。

「共和国」*Republik*なる語はラテン語の *res publica* に由来する。*res publica*とは *die Sache des gemeinen Wohls* であり、*gemeines Wohl* に奉仕し、もっぱらそれを追求する *polity* Ⅱ 国家であり、アリストテレス以来の古来の観念にしたがえば、君主制の国家であろうと、貴族制の国家であろうと、民主制の国家——ただしアリストテレスにあ

つては「国制」Ⅱ多数制（雀部、一九九九、二頁以下、二二七頁以下。雀部、二〇〇一、一六九頁、二四二頁以下）——であらうと、それが真に「公共の善」を追求する国家であるかぎり、いずれもみな *res publica* である。

のちになって *Republik* なる語は、これを君主制にあらざるもの、貴族制と民主制とに限って用いる慣行が成立するが、たとえば「賢人王」の統治を理想とするプラトンの『ポリテイア』に『The Republic なる訳語を当てる英訳の慣行からも窺えるように、*Republik* には *res publica* の本義、すなわち「公共の善」を追求する国家という本来の意味が保持されている。

したがって第一次大戦敗北後、ドイツにワイマール共和国が生まれたとき、ドイツ国民が「ドイツ国は共和国である」というワイマール憲法の条文をどう受け取るか、それを単に崩壊した帝制の否定を表わすにすぎないものと受け取るか、それとも *res publica* の本義に照らして、面目を一新した統治形態のもとで全国的・全国的な「公共の善」を追求する新しい国家理念への「信仰告白」と受け取るかは、エルンスト・ルードルフ・フーバーのいうように、その後のワイマール共和国の命運を左右する「核心的問題」であった（Huber, 1981, S. 29）。

だが、ワイマール共和国の不幸は、第二帝制期以来の諸政党とドイツ国民が、敗戦↓革命による既成の価値秩序の崩壊のなかで、まるでタガがはずれたようになって、それぞれパティキュラーな利益を追求し、みずからの「共和国」が語の本来の意味での *res publica* であることを没却した、すくなくとも危機に臨んでその本義を実現するために真剣な努力を払わなかった、という点にある。

その点は、すでに見たように、たとえばドイツ社会民主党が、一九三〇年三月、自党首首班のミュラー大連合内閣倒壊の決定的一因を作っておきながら、わが党は「架空の国益をプロレタリア階級の利益より優先させることを拒否する」として、その愚行を正当化したことから窺えよう。

その結果、ドイツの諸政党とドイツ国民は、「強盗どもの支配下に陥り」（ゲルハルト・リッター）（G.Ritter, 1966, S.199）、自他の塗炭の苦しみをへて、政治の世界において *res publica* の本義を守ることが如何に大切かを痛切に学ぶこととなる。

翻って、ウェーバーの政治への基礎視点を考えるなら、かれの政治への基礎視点の第一は、まさにこの *res publica* の視点であったことが明らかとなる。

すでに見たように（本稿「I」の③）、ウェーバーは、「政治」と向き合う自らの視点に関して、つぎのように述べていた。

「わたしはいつも政治というものをもつぱら国民的観点から考えてきた。それは対外政治に関していえるだけでなく、政治全般についてもいえる。」「民主制や議会制にもまして重要なのは何といっても国民の生活利害である。」「国民の利益と課題とはわれわれのあらゆる感情に一切優先する。同様にまたそれはおよそ政治形態に関するあらゆる問題に一切優先する。」

この国民的観点＝国益第一の視点は、つまるところ *res publica*、*polity*＝国家の「公共の善」の実現をもって政治の第一の要諦とする、という視点以外のなものでもない。そのことは、「ワイマール」の失敗の経験をとらわれない眼で総括して、はじめて了解されるのである。「ワイマール」の失敗は、政治の世界において *res publica* の本義を全うすることが如何に大切であるかを、われわれに教えた。その眼でウェーバーの政治論を見直すと、かれの常々強調したことはまさにそのことと係わるのだ、と思ひ知らされるはずである。

ところで、*res publica* であるとか、*polity* の「公共善」だとかいえば、そんなものはいかにも抽象的で観念的である、そして人はその名のもとにいくらでも自分勝手な価値や利益を持ち込むことができる、といった一種のイデ

オロギー暴露的な反論が条件反射的に起こることが予想されるが（わが党は「架空の国益」を「プロレタリア階級の利益」より「優先させる」ことを断固として拒否するという、かつてのドイツ社会民主党スポークスマンの発言はその典型である）、それにたいしては、やはりウェーバーがつぎのように述べていたことが想い合わされるべきである。

当該の国と国民にとつて何が「公共の善」であり、「国民の生活利害」に合致するかの問題に関しては、所与の時点で、その回答に「そう幾とおりもの選択肢があるわけではなく、ある限られた数の選択肢しかない」ものである、「実際のな物の考え方をする政治家にとつては、その限られた数の選択肢のうち、どれが自国のために合目的であるかの即物的な問いがあるだけであつて、これはその時々々の国民の政治的課題のいかに応じて、答えられなければならない問題である」と（MWGI/15.5.434 f.『政治論集』2、三三六頁）。

もちろん、そこでなされるべき選択に関して、人々のあいだに見解の相違のあるのは避けられない。その相違は互いの対質と説得とをつうじて埋められるほかないが、しかしいずれにせよ、然るべき時機に、然るべき形で、然るべき程度において、見解の相違は架橋されねばならず、そのなかで大方の合意が得られる選択肢が選ばなければならない。しかも、そうした合意に達することは、*res publica*を構成し、*res publica*を形成しようとする政党党派、国民諸階層の責務である。かれらがその責務を放棄し、軽んずるなら、いずれかれらは然るべくその代価を支払わなくてはならない。これが「ワイマール」の経験であつた。

ともあれウェーバーの政治論を貫く一本の赤い糸は、モムゼンをはじめとする多くの論者がいうように、たんにプラグマティックで技術主義的な観点などではなく、*res publica*の実現をもって政治の要諦とするという古典的視点であつた。ウェーバーは、この古典的視点を嚮導理念として、筆者がすでに『ウェーバーと政治の世界』、『ウェーバーとワイマール』で整理したような政治論を展開したのである。

（なお、本稿は、二〇〇一年三月二七日—二九日にいわき明星大学で開かれた第二回日独社会学会議第二日に、「ウェーバー政治思想研究の意義と課題」と題して報告したものを元になっている。）

### 参考文献

- MWG I/15 : Max Weber Gesamtausgabe, Abteilung I, Bd. 15, Zur Politik im Weltkrieg, Schriften und Reden 1914—1918, Tübingen 1984.
- MWG I /16 : Max Weber Gesamtausgabe, Abteilung I, Bd. 16, Zur Neuordnung Deutschlands, Schriften und Reden 1918—1920, Tübingen 1984.
- MWG I/17 : Max Weber Gesamtausgabe, Abteilung I, Bd. 17, Wissenschaft als Beruf 1917/1919 und Politik als Beruf 1919, Tübingen 1992.
- From Max Weber : Essays in Sociology, trsl. ed. & with an Introduction by Gerth & Mills, London 1952. 該当訳『世界大思想全集』社会・宗教・科学編、第二二卷『ウェーバー』、山岡亮一「農業制度と資本主義」河出書房、一九五四年。
- WaG, 5. Aufl. : Wirtschaft und Gesellschaft, 5. Aufl., Tübingen 1976.
- GPS, 1. Aufl. : Gesammelte Politische Schriften, 1. Aufl., München 1921.
- マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の社会学』Ⅰ、Ⅱ、創文社、一九六〇年。
- マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社、一九七〇年。
- マックス・ウェーバー、中村貞二ほか訳『政治論集』1、2、みすず書房、一九八二年。
- Baumgarten, Eduard, Max Weber. Werk und Person, Tübingen 1964.
- Boldt, Hans, Der Artikel 48 der Weimarer Reichsverfassung——Sein Hintergrund und seine politische Funktion, in Michael Stürmer (Hg.), Die Weimarer Republik——Belagerte Civitas, 3. Aufl., Anton Hain, 1993.

- Bracher, Karl Dietrich, Die Auflösung der Weimarer Republik, 5. Aufl., Droste Taschenbücher, 1984.
- Evangelisches Staatslexikon, 3. Aufl., Bd. 1, Kreuz Verlag, 1987.
- アイク、エーリヒ、救仁郷繁訳『ワイマール共和国史』二、三、四、ペリカン社、一九八四、一九八六、一九八九年。
- フエスト、ヨアヒム、赤羽龍夫訳『ピトラー』上、河出書房新社一九七五年。
- Frenkel, Ernst, Gesammelte Schriften, Bd. 1, Recht und Politik in der Weimarer Republik, Baden-Baden, 1999.
- ヘーネ、ハインツ、五十嵐智友訳『ピトラー 独裁への道』朝日選書、一九九二年。
- Huber, Ernst Rudolf, Deutsche Verfassungs Geschichte seit 1789, Bd. 6, Kohlhammer 1981.
- Huber, Ernst Rudolf, Deutsche Verfassungs Geschichte seit 1789, Bd. 7, Kohlhammer 1984.
- Huber, Ernst Rudolf (Hg.), Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 4, 3. Aufl., Kohlhammer 1991.
- Jellinek, Georg, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., Darmstadt 1960. 岩部信喜ほか訳『一般国家学』学陽書房、一九七四年。
- Meinecke, Friedrich, Die Deutsche Katastrophe, Friedrich Meinecke Werke, Bd. 8, Suttgart 1969
- Mommsen, Wolfgang J., Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, 2. Aufl., Tübingen 1974. 安世舟ほか訳『マックス・ウェーバーとドイツ政治 一八九〇—一九二〇』I、II、未来社、一九九三、一九九四年。
- Ritter, Gerhard, Das deutsche Problem. Grundfragen deutschen Staatslebens gestern und heute, München 1966.
- 雀部幸隆『ウェーバーと政治の世界』恒星社厚生閣、一九九九。
- 雀部幸隆『ウェーバーとワイマール』シネルヴァ書房、二〇〇一。
- Schmitt, Carl, Verfassungslehre, Darmstadt 1970. 阿部照哉・村上義弘訳『憲法論』みすず書房、一九九七年。
- Schulze, Hagen, Weimar. Deutschland 1917-1933, Siedler Verlag, 1982.
- Weber, Alfred, Politische Theorie und Tagespolitik (1903-1933), Alfred-Weber-Gesamtausgabe, Bd. 7, Marburg 1999.

ウェーバーの政治論をどう読むか（雀部）

Winkler, Heinrich August, Weimar 1918-1933. Die Geschichte der Ersten Deutschen Demokratie. 2. Aufl., München 1994.